

福井大学医学部附属教育支援センター規程

平成 25 年 2 月 21 日

福大医規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福井大学学則（平成 16 年福大学則第 1 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、福井大学医学部附属教育支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、医学部（大学院医学系研究科を含む。以下同じ。）における医学・看護学教育の点検・評価を行い、情報を提供することにより、医学部における教育改善及び教育の内部質保証に資すること並びに医学・看護学教育の新たな教育システムの研究、開発、運用管理及び保守に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは前条の目的を達成するため、医学部教育委員会並びに関連する委員会、教育研究施設等と連携をとりつつ次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医学部に係る教育全般の点検・評価・改善に関する事項
- (2) 医学・看護学教育における新たな教育方法の開発・導入に関する事項
- (3) F D 活動に関する事項
- (4) 医学部の教育に関する学内外の様々な情報を収集・分析し、教育の改善のための企画立案を支援する教育 I R（インスティテューショナル・リサーチ）に関する事項
- (5) 医学部の教育に関する ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）に関する事項
- (6) 医学・看護学教育に係る研究活動に関する事項
- (7) その他、医学部における教育に係る諸問題への対応に関する事項

(組織)

第 4 条 センターに、次の職員等を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 専任教員
 - (4) 兼任教員
 - (5) 学生代表者
 - (6) 事務職員
 - (7) その他センター長が必要と認めた者
- 2 センター長及び副センター長の選考に関し必要な事項は、別に定めるところによる。
- 3 センター長及び副センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 学生代表者は学生によって選ばれた学年代表者をもって充てる。

(職務)

第5条 センター長は、命を受けてセンターの管理運営をつかさどる。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 前条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号の職員は、センターの業務を処理する。

(部門)

第6条 センターに、次に掲げる部門を置く。

(1) 医学部教育 I R 部門

(2) 医学部教育 ICT 推進部門

(運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営及びその活動等に関する事項について協議するため、福井大学医学部附属教育支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 専任教員

(4) 兼任教員

(5) 松岡キャンパス学務課長

(6) その他センター長が必要と認めた者

3 運営委員会に医学部長をオブザーバーとして置く。

4 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、副センター長が、その職務を代行する。

7 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 委員長は、必要と認めるときは、運営委員会に学生代表者の出席を求め、意見を聴くことができる。

9 委員長は、必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(教育主任会)

第8条 センターに、医学科、看護学科における教育の実施並びに点検・評価・改善のために、医学部教育主任会（以下「主任会」という。）を置く。

(プログラム評価委員会)

第9条 センターに、医学部における教育プログラムの評価を実施するために、プログラム評価委員会を置く。

(事務)

第10条 センターの事務は、学務部松岡キャンパス学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第4条第1項第2号の規定に基づき最初に任命される副センター長及び第6条第2項第4号の委員の任期は、第4条第4項及び第6条第3項の規定にかかわらず平成26年3月31日までとする。
- 3 福井大学医学部教育開発推進センター規程（平成18年福大医規程第7号）及び福井大学医学部教育開発推進センター運営委員会要項（平成18年5月25日医学部教授会承認）は廃止する。

附 則（平成27年2月19日福大医規程第5号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、第4条第1項第2号及び第4号の規定に基づき任命されたセンター職員の任期は、第4条第4項並びに関係規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月17日福大医規程第7号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月6日福大規程第62号）

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附 則（平成29年9月20日福大規程第96号）

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附 則（平成30年7月27日福大規程第67号）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成31年3月30日福大規程第73号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日福大規程第64号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日福大規程第54号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。